指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 株式会社大東エンジニヤリング 浦添市勢理客四丁目16番9号 76-00008 代表者 大城 正道 (測量調査、土木関係コンサルタント、地質調査)
- 2 指名停止期間 令和6年11月9日 ~ 令和6年12月8日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要

(株)大東エンジニヤリングが受注した、南部土木事務所発注の「R4南部東道路調査設計業務委託(その1)」おける成果物を基に令和 $5\sim6$ 年度にかけて同事務所は工事を行っている。令和6年度の工事発注準備段階において同事務所にて施工済みの擁壁の設計を再度確認したところ、配筋図に誤りがあることが判明した。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第 2号該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」 別表第1 (抜粋)

措置要件	期間
(過失による粗雑工事)	
2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと 認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除 く。)。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内